原子力発電における使用済燃料の再処理等平成十七年政令第二百十一号

(法第二条第四項第四号の政令で定める行為)四号の規定に基づき、この政令を制定する。四号の規定に基づき、この政令を制定する。理等のための積立金の積立て及び管理に関する法理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令

(1. 条 原子力発電に対ける使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十年法律第四十八号。以下「法」という。)第、「金」をの実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十掲げるものとする。

に限る。) 号に規定する再処理等施設において行うもの号に規定する再処理等施設において行うもの一 分離有用物質の貯蔵(法第二条第四項第三

一 法第二条第四項第一号及び第三号において 理加工(第五条第一号及び第三号において に規定する核燃料物質をいう。)をい に規定する核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条 本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条 本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条 本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条 本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条

のの重般 三 法第二条第四項第二号イ及びロに掲げるも

(再処理等拠出金の延納等)

第二条 使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下第二条 使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下理由があると認めたときは、特定実用発電用原理由があると認めたときは、特定実用発電用原理は対すべき法第五条第二項に規定する再の者の納付すべき法第五条第二条を開発を開放している。

なければならない。 2 機構は、前項の規定による延納を認めたとき

項に規定する期限(以下「延納期限」という。) 年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあっては、そのなっ原子炉設置者となった者にあっては、そのなっ原子炉設置者となった者にあっては、そのなっ原子が設置者となった者にあっては、そのなっ原子が設置者となった者にあっては、そのなっ原子が設置者となった者にあっては、そのは「原子力発電における使用済燃料の再をの実施及び廃炉の推進に関する法律施行等の実施及び廃炉の推進に関する法律が表別で、第九条及び第十条の規定による延納について、法第八条第一項の規定による延納について、法第八条第一項の規定による延納について、法第八条第一項に規定する期限(以下「延納期限」という。)

「経済産業省令への委任) 「と、同条第三項中「第八条第一項の納期限」と、お第十条中「第八条第一項の納期限」と、は第十条中「第八条第一項の納期限」と、同条第二項中「納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延納期限」とあるのは「延約期限までに第一でに同項」とあるのは「延約期限までに第一項」と、同条第三項中「第一項に規定する期限までに同項」と、同条第三項中「第一項に規定する期限までに開発を業者令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、再処理等拠出金のめる。

(廃炉拠出金への準用)

第四条 第二条第一項及び第二項並びに前条の規定する廃炉拠出金の納付につい一条第二項に規定する廃炉拠出金の納付につい定は、実用発電用原子炉設置者等による法第十年の条 第二条第一項及び第二項並びに前条の規

及び第七項並びに第九条の規定を適用する場合 条において読み替えて準用する法第八条第六項 よる延納について、法第十四条並びに法第十五 法第十五条において準用する法第九条第二項中 限」と、「同条」とあるのは「第十四条」と、 項中「第十四条の納期限」とあるのは「延納期 五条において読み替えて準用する法第九条第一 期限(以下「延納期限」という。)」と、法第十 理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令 るのは「原子力発電における使用済燃料の再処 用する法第八条第六項中「同条の納期限」とあ らない」と、法第十五条において読み替えて準 までに納付することができる」とあるのは「な 第二条第一項に規定する期限」と、「ならない。 推進に関する法律施行令(平成十七年政令第一 度の六月三十日)」とあるのは「原子力発電に の年度に実用発電用原子炉設置者等となった者 には、法第十四条中「各年度の六月三十日(そ (機構の業務の委託を受けることができる者) 「納期限」とあるのは「延納期限」とする。 において準用する同令第二条第一項に規定する (平成十七年政令第二百十一号) 第四条第一項 する金額については、各年度の十二月三十一日 ただし、当該廃炉拠出金の額の二分の一に相当 百十一号)第四条第一項において準用する同令 おける使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の にあっては、そのなった日の属する年度の翌年 前項において準用する第二条第一項の規定に

の許可を受けた者に限る。)

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六民)。以下この条において「原子炉等規制法」という。)第十六条第一項に規定する加工事とれる。

・以下この条において「原子炉等規制法」に裁定する加工の方法として再処理関連加工に該当するものを行うものとして同条第一項に規定する加工事という。以下に関するとのを行うものとして同条第一項を受けた者に限る。)

る。)を受けた者可(同項第二号又は第三号に係るものに限二 原子炉等規制法第五十一条の二第一項の許

日本国政府と一の外国政府との間の原子力 の研究、開発及び利用に関する条約(当該条 の研究、開発及び利用に関する条約(当該条 の研究、開発及び利用に関する条約(当該条 の研究、開発及び利用に関する条約(当該条 がの相手国(以下単に「相手国」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理」という。)を (以下この号において「再処理を行う者(再処理を行う者(再処理を行う者(再処理と行う者(再処理を行うことに 力を受けている者に限る。) 他の行政処分を受けている者に限る。)

附 則

日)から施行する。 この政令は、法の施行の日(平成十七年十月

年十月一日)から施行する。

号) (令和六年三月二五日政令第六二)

る。 この政令は、令和六年四月一日から施行す

第五条 法第五十条の政令で定める者は、次の各 (機構の業務の委託を受けることができる者)